

介護職員処遇改善特別支援事業委託業務企画提案競技実施要領

1 事業概要

(1) 委託業務名

介護職員処遇改善特別支援事業

(2) 事業目的

介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算（以下「介護職員処遇改善加算等」という。）の新規取得や、より上位の区分の加算取得に向けた支援を行うこと。

(3) 事業内容

①研修等の実施

- ・介護職員処遇改善加算等の仕組みや取得方法等について説明会等を開催する。

②個別訪問等の実施

- ・介護職員処遇改善加算等を取得していないもしくは、既に下位の区分を取得している事業所に対し、介護職員処遇改善加算等の新規取得や、より上位の区分の取得意向を確認する。
- ・介護職員処遇改善加算等の取得の意向がある事業所等に社会保険労務士等の専門的な相談員を派遣し、加算取得に必要な就業規則等の整備に係る個別の助言・指導及び各種書類の作成補助を行う。
- ・介護職員処遇改善加算等の取得の意向が確認できない事業所には、加算を取得しない理由を確認し記録する。
- ・実施にあたっては、感染症対策のため、事業者から申出がある場合、ICTを活用したオンラインによる助言・指導も可とする。

(4) 委託料の限度額

16,571,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※委託料は業務完了検査に合格した後、精算払により支払う。

(5) 委託期間（予定）

契約締結日から令和6年3月31日まで

2 参加資格要件

次のいずれの要件も満たしている者であること。

- (1) 介護職員処遇改善加算等の制度についての内容を十分に理解し、介護事業者に対して説明会等の実施及び加算取得を促すためのノウハウを有していること。
- (2) 加算の内容によっては就業規則等の改正・整備等に向けた具体的提案を実施することが必要であるため、社会保険労務士等と連携を図ることができること。

- (3) 県内約300事業所(同一法人を含む。)に訪問可能であること。
- (4) 事業目的の達成及び事業計画の遂行に必要な組織・人員を有していること。
- (5) 事業目的の達成及び事業計画の遂行に必要な経営基盤を有し、かつ、十分な管理能力を有していること。
- (6) 実施する上で必要となる協議等の措置を適切に、かつ、迅速に遂行できる体制を有していること。
- (7) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当しないこと。
- (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続きの開始の申し立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていない者であること。
- (9) 宗教活動や政治活動を受託目的とした団体でないこと。
- (10) 特定の公職者(候補者を含む。)、又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (11) 県税(個人県民税及び地方消費税を除く。)に係る徴収金に未納がないこと。
- (12) 個人住民税の特別徴収を実施していること(特別徴収の義務がないこと)。
- (13) 宮崎県暴力団排除条例(平成23年条例第18号)第2条第2号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条第4号に規定する暴力団関係者でないこと。

3 企画提案競技実施の公告方法

宮崎県ホームページにより告知

4 スケジュール

- (1) 公告 : 令和5年6月上旬
- (2) 募集期間 : 令和5年6月23日(金)まで
- (3) 決定及び契約締結 : 令和5年6月下旬(予定)

5 応募方法

(1) 提出書類

- ① 応募申込書(様式第1号)
- ② 企画提案書(様式第2号)
- ③ 企画提案競技の参加に関する誓約書(様式第3号)
- ④ 県税の納税証明書
※最寄りの県税・総務事務所で請求してください。
- ⑤ 特別徴収実施確認・開始誓約書
※様式は県ホームページに掲載しています。
※市町村の証明を受けたものを御提出ください。
- ⑥ 事業見積書(様式任意)

- (2) 提出部数 ①③④⑤⑥ : 各1部 ② : 7部

- (3) 提出期限 令和5年6月23日(金) 午後5時15分【必着】
(4) 受付時間 午前8時30分～午後5時15分(土日祝日を除く。)
(5) 提出方法 持参又は郵送 ※FAX又は電子メールでの提出は受け付けません。
(6) 提出先 宮崎県福祉保健部長寿介護課
〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

6 応募についての留意点等

- (1) 提出書類の提出後の書換え、引換え及び撤回は認めないものとする。また、提出された書類は返却しないものとする。
(2) 虚偽の記載をした提出書類は無効とする。
(3) 参加資格要件を満たさない者が提出した提出書類は無効とする。
(4) 本提案に要する費用は提案者が負担すること。

7 選定の方法

県の長寿介護課の審査委員において、提案内容を総合的に審査し、最も優れた企画を提案した1者を受託候補者として選定する。

選考項目及び選考基準については、以下のとおりとする。

選考項目	選考基準
制度の理解	・介護職員処遇改善加算等の制度に関する理解は十分か
組織的事業実施体制	・事業実施に向けた職員配置(人数、経験等)は十分か ・社会保険労務士等の専門家や専門家の団体等と必要な連携が図れるか
過去の事業実績	・同様または類似する事業の実績があるか
事業に要する費用	・事業費及び積算内容は妥当なものであるか
その他	・上記以外で加点する内容があるか。

8 審査の結果通知

令和5年6月30日(金)までに、採択・不採択にかかわらず、書面で通知する。

9 契約についての留意点等

- (1) 契約保証金については、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第101条の規定による。
(2) 委託業務の第三者への再委託は原則として禁止する。ただし、宮崎県知事の書面による承認を受けた場合はこの限りでない。
(3) 本要項に定めるもののほか、必要な事項は契約で定める。

【お問い合わせ先】

宮崎県福祉保健部長寿介護課

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

電話：0985-26-7058 FAX：0985-26-7344

メール：choju@pref.miyazaki.lg.jp